

2021年6月23日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

各位

「フィデューシャリー・デューティー行動計画」の実施状況について

当社は、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社が公表している「三井住友トラスト・グループのフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針」*及び金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」*を踏まえ、「フィデューシャリー・デューティー行動計画」(以下、FD 行動計画)を策定し、主な実施状況を定期的に公表するとともに、適宜、見直していく方針としています。

● FD 行動計画の主な実施状況について

2020年4月以降の主な実施状況は、「別紙」とおりです。

今回から金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」*との対応関係について、FD 行動計画(及び実施状況)の大項目毎に対応する原則を記載した上で、さらに小項目毎に個別の(注)や別の原則等に該当する側面がある場合には+符号で追記しております。

※金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」(以下、FD 原則)

(URL)<https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210115-1/02.pdf>

当社はこれからも、FD 行動計画の下、お客様本位の商品・サービスの提供に取り組んでまいります。今後とも更なるご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

※「三井住友トラスト・グループのフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針」

(URL)https://www.smth.jp/about_us/management/customer/fiduciaryduty/index.html

以上

FD 行動計画の主な実施状況について

2020 年 4 月以降の FD 行動計画の主な実施状況は、以下のとおりです。

(1) 資産運用の高度化（FD 原則2）

- ① 明確で合理性のある投資方針の策定や効果的な PDCA の実施により、適切な資産運用態勢を維持します。
（PDCA は Plan Do Check Action の略で計画管理サイクル）
 - a) リサーチ態勢の充実及び効果的な PDCA の実施により、自社アクティブ運用を強化します。
 - b) お客様に提供する外部委託ファンドについては、適切なデューデリジェンス及び継続的なモニタリングを実施します。（+FD 原則3）

【実施状況】

- 運用力の高度化の観点から以下の取組みを実施し、運用収益の獲得力の底上げと運用ブランドの引上げを継続しました。
 - ① ESG リサーチ
気候変動を含む 12 の ESG テーマを策定、そのテーマに基づいた日米欧3拠点によるトップダウン型エンゲージメント活動やブラジル政府向けなどの多面的な活動、そしてエグゼクティブエンゲージメントがアセットオーナーから高評価を獲得しました。
 - ② データサイエンスやリサーチ強化
ニュース等のテキスト解析やオルタナティブデータ活用を開始し、「巣ごもり指数」開発など各種判断に組み入れるとともに情報発信も積極化しました。またリサーチ強化の観点から中堅株カバー数を引き続き拡大しました。
 - ③ プロダクト開発の高度化推進
株式代替バランス戦略等の開発検討と ESG 投資ポリシー（後述「スチュワードシップレポート 2020/2021」ご参照）の投資手法に基づいて、ESG 投資プロダクトを分類・整理しました。世界株式インパクト投資ファンド、バランス戦略、米国株式 AI 戦略ファンドへのシード投下を決定する等ラインアップの多様化を進めました。
- 新規に投資する外部委託運用ファンドに対するデューデリジェンス及び投資している外部委託運用ファンドに対するモニタリングを社内規則に則り、適切に実施しました。また、対象となるファンド増加やモニタリング強化の観点から戦力増員により体制を拡充しました。

- ② 日本版スチュワードシップ・コードを踏まえたエンゲージメント等への取組みや、ESG への取組等により、お客様の利益の最大化を目指します。
 - a) お客様からお預かりした資産の中長期的な投資リターンの最大化を図るためのスチュワードシップ活動として、下記の取組みを進めます。

1. エンゲージメント
「企業にベストプラクティスを求める機会」と位置付けて、中長期的な企業価値向上に資する意見表明を行います。
 2. 議決権行使
「ガバナンスのミニマム・スタンダードを求める機会」と位置付けて、透明性の高い判断プロセスに則り、適切に行使をしています。
 3. ESG への対応
投資先企業が ESG 課題に取り組む、持続的成長及び付加価値を創造していくことを投資家として求めます。
- b) 投資先企業に対して社会や環境を意識した経営戦略を推し進めるため、E(環境)S(社会)G(企業統治)の価値を重視した投資商品の組成検討・拡販を進めます。(＋FD 原則6)

【実施状況】

- 投資先企業の中長期的な企業価値向上に資するスチュワードシップ活動を推進しました。
2020年3月に改訂された日本版スチュワードシップ・コードを踏まえ、4月に「日本版スチュワードシップ・コードの原則への対応方針」を受入れ表明し、スチュワードシップ・コード(再改訂版)を踏まえつつ、下記の取り組みを実施しました。
*年間(2019年10月-2020年9月)のスチュワードシップ活動について「スチュワードシップレポート2020/2021」として公表しました。(リンク先ご参照)
https://www.smtam.jp/file/06/stewardship_report.pdf
- ① エンゲージメント
事業戦略や資本政策に関する対話に加えて、気候変動問題やジェンダーダイバーシティ等の ESG に係る重要課題や、コロナ後の社会における行動様式変化を見据えた事業戦略のあり方など、サステナビリティを考慮した対話を積極的に行いました。(面談は引き続き電話会議や Web 会議方式により実施)
また、ブラジル政府に加えてインドネシア政府との対話を開始したほか、議決権助言会社等、企業以外とのマルチエンゲージメントも推進しました。
 - ② 議決権行使
議決権行使ガイドラインに基づきながらも、基準を機械的に適用するのではなく、企業とのエンゲージメントの内容も踏まえた適切な行使を行いました。今期も、コロナ禍状況下での事業のサステナビリティを考慮し、企業の手元流動性確保に十分に配慮した行使判断を継続しました。(議決権行使ガイドラインの改定については(5)③に記載)
 - ③ ESG への対応
当社としての ESG マテリアリティを特定し、トップダウン型の ESG エンゲージメントにおける 12 の注力テーマに再整理しました。とりわけ、政府の 2050 カーボンニュートラル宣言により企業レベルでも取り組み加速が急務の気候変動問題への対応について、主にエネルギーや石炭関連企業に対して課

題認識を共有するとともに積極的な取組みを促すための働きかけに注力しました。また、情報開示の指標の検討等を行う ESG 情報開示研究会に参画しました。

- ESG 投資プロダクトの当社方向性検討のためのディスカッションを実施し、ESG/SDGsにかかるプロダクトラインアップの整理を実施しました。また SDGsに着眼した世界株式インパクト投資ファンド(私募)を設定し、続いて、E(環境)に関連したファンドの検討を進めました。

③ お客様にとって最良の条件で取引を執行します。(+FD 原則3、4)

- a) 適切な発注先選定と発注手法の工夫を実施することで執行コストを縮減します。

【実施状況】

- 最良執行のために発注手法改善・取引コスト削減に努めました。
 - ① 発注先との取引執行に関するフィードバック期間を延長して最良執行の改善協議に時間をかけるなど、発注計画策定プロセスを見直しました。また外国株式のブロックレードに強みのある証券会社を発注先に追加しブロックレードの開始を予定しています。
 - ② 投資信託の外国債券引値りブオーダー発注先や条件を投資一任と統一することで執行コストの改善を実現しました。また執行コスト分析レベルアップのためシステムを一部導入しました。また為替の決済リスク低減のため CLS 決済を開始しました。
 - ③ コロナ禍が長期化する中、感染症拡大時の事業継続計画(BCP)としてリモートデスクトップを利用した在宅での発注を開始しました。

(2) お客様の多様なニーズに応える商品・サービスの開発提供 (FD 原則6)

- ① グループ内外のノウハウや機能・ネットワークを効率的に活用し、お客様の資産形成に資する運用商品・サービスの開発・提供を継続します。

a) グループの運用ノウハウの活用及びグループ外の商品を取り入れ、お客様の資産形成に資する高品質の商品ラインアップを整備します。

b) 商品開発・提供に際しては関連する法令・諸規則等を遵守します。(+FD 原則3、4)

【実施状況】

- 中長期の資産形成に資する商品としてグローバル株式の商品ラインアップ整備を強化し、「DC 米国株式インデックス・オープン(S&P500)」を新たに設定しました。また株高に伴うリスクヘッジ型商品のニーズを受けて「米国株式ダイリートrend戦略ファンド」を設定しました。
- 新規に設定した公募ファンドについて、販売会社様の報酬の水準等、利益相反やアームズレングスの観点から事前に検証、リスク評価を行い、問題がないことを確認しています。

- ② お客様の多様化する資産運用ニーズや高齢化などの社会環境の変化を捉えた、クオリティの高い運用商品ラインアップを拡充します。
- a) 自助が求められる老後資産形成に資する NISA 及び確定拠出年金・DC 向けの商品ラインアップを充実します。
- b) 既存のファンドに関しても、お客様のニーズや運用環境の変化等を鑑み、繰上償還やファンド併合を検討してまいります。(＋FD 原則2)

【実施状況】

- 中長期の資産形成につながる NISA や DC 商品(確定拠出年金)のラインアップを整備しました。特に DC については、「DC 米国株式インデックス・オープン(S&P500)」を設定し、また内外株式の ESG インデックスファンドの設定準備を行いました
- ファンドの残高や運用環境を鑑みながらファンドの繰上償還の検討・実施を継続するとともに、金融庁や投資信託協会の制度緩和の議論も踏まえ、繰上償還だけでなくファンド併合についても社内検討を加速させました。

- ③ お客様からの当社の資産運用サービスに対するご評価やご意見を、サービスの高度化や態勢強化につなげるよう取り組みます。(＋原則5)
- a) 年金などの機関投資家等のお客様の多様化するニーズに応じた商品のご提案、ご提供を行います。

【実施状況】

- 内外の機関投資家のお客様のニーズに応じて、最善の運用・商品提案を行いました。
 - ① 国内機関投資家

昨年度に引き続き、お客様から当社パッシブ運用に対する高い評価を頂戴しました。中でも当社が注力するステュワードシップ活動の国内外連携態勢や実績、特に、国内のステュワードシップ活動については高い評価を頂戴しました。その他、当社の ESG に関する知見やエンゲージメントにかかる活動を活かした各種提案を行い、建設的な対話及び協議を継続しました。
 - ② 海外機関投資家

新型コロナ感染拡大を受け、海外全拠点ともに投資家との面談が制限される環境下、非対面での活動を推進しました。具体的には、ZOOM/Webex などのツールを活用した面談や運用報告を早期に実施したほか、メディアや SNS を経由した情報発信の強化、Web セミナーの開催、外部機関を活用した投資家開拓等を推進しました。プロダクト整備においては、新たなコアプロダクト候補と位置付ける Japan Growth Opportunity (JGO) の自己資金による運用を開始し、海外の投資家に宛ててプレスリリースを配信しました。また、当社海外拠点は昨年の米国現法の開設によって整備が進み、これに合わせて海外の各種法規制対応の強化に注力しました。

- 商品提案

年金顧客に対して、高評価を得ているルールベース運用の債券ファンドの拡張版として株価下落時のショックアブソーバー機能をより強化したファンドの提供を開始しました。また金融法人向けのバランス運用のニーズに対して、コアとなるバランスファンドのシード運用を開始しました。

(3) お客様本位のコンサルティングの実践と情報提供 (FD 原則5、6)

① お客様向けセミナー・販売会社様向けサポートの充実や、市場情報・市場動向に関する適時適切な情報提供等をすすめるなど、お客様の投資判断に役立つ情報の提供を継続します。

- お客様のどのようなニーズ及び特性を想定して開発された商品であるかを特定・開示し、お客様への適切な商品提供が行われるよう販売会社への情報提供を行います。(+FD 原則5(注 1)、(注 2)、6(注 2)、(注 3)、(注 4))
- お客様の資産形成に資すべく、長期投資、分散投資等の資産運用に必要な考え方等をお伝えするとともに、そのために資する商品のご提供、その商品の適切な説明、運用状況のご報告の充実に努めます。(+FD 原則6(注 1)、(注 5))
- お客様の資産運用や金融商品に対する理解を深めていただくために「金融リテラシー推進室」を中心に、自社ウェブサイト上でお客様の金融リテラシーの向上に資するレポート、コラム等の情報コンテンツを拡充します。(+FD 原則5(注 3)、6(注 5))

【実施状況】

- 金融庁「顧客本位の業務運営に関する基本原則」の改訂に沿って、商品組成会社として商品ごとの顧客属性を整理・区分し、また導入が予定されている「重要情報シート」の作成に向けて、顧客適合性に応じた商品特性、コスト、運用データ等を整備しました。
- お客様に分かりやすい資料の作成に引き続き注力。特に、コロナ禍で対面営業が制限される中、非対面営業ニーズが拡大し、動画を活用(制作)することでマーケット、商品に関する情報提供を積極的に推進しました。
 - ① 定期配信

動画制作体制の組織・戦力の増強を図り、毎週月曜日即日配信の「Weekly Market News」、 「THE 5G」のファンドマネジャーに注目銘柄や最新の状況を語ってもらう「5G News & Topics」の継続配信に加え、四半期ごとにマーケットの動きと見通しを配信する「SMTAM's View」を配信しました。
 - ② スポット配信

ファンドに関連する「米国株式」「J-REIT」「豪 REIT」のマーケット動画や「THE 5G」「THE ASIA 5 G」のコロナ禍における現状と今後の見通しについて定期的に配信する動画制作、オンライン(web)セミナーや勉強会用のもの、等、顧客(販売会社様)ニーズに幅広く対応しました。

- お客様の資産運用や金融商品の理解向上に資するレポート、コラムの拡充に引き続き注力。主な実績としては下記のとおりです。

* 当社 Web サイトの各種コンテンツ・動画をご覧ください。

① 金融リテラシーに関する特設ページ新設

コラム、レポート、動画、お役立ちコンテンツ等を、同ページに集約し訴求力を高めると共に、「ワタシもはた楽 オカネもはた楽」と題し、運用初心者に対して投資を身近なものと感じてもらふこと、企業の ESG にも注目してもらふことを目的に配信しました。

② コラムの拡充

- ・いちばんはじめの金融講座
- ・ビギナーママ うだひろえの投資信託案内
- ・データから考えよう

③ 動画制作

- ・「ワタシもはた楽 オカネもはた楽」紹介動画
- ・セマイヤ会長に聞く！投資のヒント！（投資信託協会 YouTube チャンネルにも掲載）

④ 外部企業・団体との協働

- ・訴求対象を小学生・中学生・高校生・大学生・社会人と分けた上で、その対象に合った金融リテラシーの啓蒙コンテンツを提供・実施しました。

○小学生から高校生を対象

「未来の授業 SDGsライフキャリア BOOK」(宣伝会議社:全国小中高 35,000 校に献本)に協賛し、資産運用業務の SDGs との関わりを紹介しました。

○中学生を対象

スタートアップ企業との協業で、岐阜県の某公立中学の一年生に対して「明るい未来を切り開こう」と題してオンライン授業を実施しました。

○大学生を対象

USIC(学生投資連合)に対して、「運用会社の二大柱！ファンドマネジャーとアナリストが語る！」と題して、オンライン勉強会を実施しました。

○社会人を対象

30～40 代の女性をターゲットに、「キャリア形成と資産形成」と題してオンラインにて「第 2 回金融リテラシーフォーラム」を開催しました。

② お客様の投資判断に役立つ様に、商品性やリスク特性、手数料の透明性に配慮した説明を行います。

a) お客様向けの目論見書及び販売用資料については、商品の特性や商品の保有するリスクの程度等を考慮した資料作りを行います。(＋FD 原則5(注 3)、(注 4)、(注 5))

b) 報酬・手数料については、目論見書等においてお客様に分かりやすい適切な情報の開示を行います。また分配については、「収益分配の基本方針」等に基づき、適切に決定していくとともに、分配の仕組みを理解いただけるよう分かりやすい情報発信を継続します。(＋FD 原則4、5(注 3)、(注 4)、(注 5))

【実施状況】

- お客様のニーズに応じた説明資料の内容・様式の工夫改善に努めました。
 - ① 販売用資料においては、第三者評価を得て、より良い資料へ改善する目的で UCDA アワード 2020[※]にエントリーしました。受賞は逃したものの、「結果発表(簡易評価書)」を基に資料作成メンバー全員に対して、フィードバックを実施し、UCDA アワード 2021 での受賞を目指すために、資料の改善に取り組んでいます。

※「UCDA アワード」とは、企業(団体)・行政が生活者に発信するさまざまな情報媒体を、独立した第三者機関が客観的に評価し、優れたコミュニケーションデザインを表彰するものです。
 - ② お客様や販売会社様のご要望に応じて、資料への為替要因や組入銘柄の変更理由の追加、コメント欄の拡充、また、市場動向・見通し・方針の記載を統一した資料のスリム化など各種資料の改善に取り組みました。
- お客様の目線に立って、報酬・手数料などファンドのコスト開示や分配金の仕組み等について、より分かりやすい情報開示に努めました。
 - ① 目論見書等において、ファンド費用・税金に関する記載(内訳)が不明確との指摘があり、お客様に分かりやすい適切な情報の開示を充実させました。
 - ② 運用報告書・総経費率記載関連の照会に対応に加え、また分配については、5 ファンドの決算日(引下げ日)について当社 Web サイトにて理由を含め情報提供を実施するなど、分配の仕組みを理解していただけるよう分かりやすい情報発信を継続しました。

(4) 専門性の向上 (FD 原則2、7)

- ① 資産運用業務のプロフェッショナルを継続的かつ安定的に育成し、人材の定着と運用の継続性・再現性の確保を継続します。
 - a) 運用パフォーマンスの向上に繋がる運用人材評価制度を高度化するとともに、効果的な運用人材の育成を行います。

【実施状況】

- 資産運用業の高度化の観点から運用人材の評価体系を整備・定着を図りました。
 - ① 新人事制度関連
運用人材制度と運用人材評価協議会の結果を踏まえて適正・厳正な運営を継続しました。今年度は新たに定めた昇降格の基準に基づき、運用者や担当ファンドの特性等を勘案のうえ、運用役職の昇格及び解除・降格アラームの対象者を決定しました。また、運用人材評価ガイドラインについても、リサーチアナリストや特殊性の高いファンドの運用者の評価方法について見直しを実施しました。
 - ② 人材育成関連
運用プロ人材に求められるスキル習得に着眼した運用人材研修プログラムを策定、2021 年

度の新人研修から運用知識・データハンドリングを中心とした講座を導入予定です。またジャッジメンタル・アクティブにおける主要プロダクトの後継者育成と円滑な承継を目的としたシード枠（次世代投資枠）を新設しました。

コロナの影響により、海外短期トレーニー派遣は中止となったものの、オンラインでの研修等を継続実施。夜間大学院については、2020年度からの2名（一橋大学）に加え、今年度新たに1名（早稲田大学）を派遣予定、またグローバル人材育成に向けた語学学習プログラム（レアジョブ）等を実施しています。デジタル・イノベーション人材については、研修プログラム（オンライン中心）への派遣を継続しました。

② 役職員のフィデューシャリー・デューティーの理解ならびに実践を進めます。

- a) 研修及び社内コミュニケーション等の場を通じて、フィデューシャリー・デューティーの取組み、実践の意義と理解を徹底させることにより、お客様本位の業務運営を推進いたします。

【実施状況】

- フィデューシャリー・デューティーのさらなる強化・定着の観点から全役職員向け社内浸透に努めました。

「FD対応」を全役職員の人事業績評価項目に織り込む運営を2020年度も継続しました。またコンプライアンス意識調査結果につき、経営会議等宛報告、全社員宛結果のフィードバック、各部マネジメント宛個別フィードバックを実施し、全社浸透の定着を図りました。また全役職員に対してFDに関するeラーニング研修を実施しました。

(5) 独立性を確保したガバナンスの構築・強化（FD原則2、3）

① 持株会社及び系列販売会社からの独立性を確保する態勢の構築・強化を継続します。

- a) 独立社外取締役の意見等も踏まえ、経営の独立性・透明性を確保した態勢の整備・強化を継続します。

【実施状況】

- 独立社外取締役とは月次の連絡会で業務進捗及び経営に関わる課題事項を共有するとともに、今年度からスタートした新中期経営計画についても進捗と課題について積極的なディスカッションを行いました。またコロナ禍が長期化する中での業務運営体制、PL状況、またリモート運営構築などに関して独立社外取締役と積極的に議論、意見交換を図りました。

② 設置したFD諮問委員会からの提言を当社経営に活かします。

- a) 独立社外取締役ならびに外部有識者を含むFD諮問委員会を定期的を開催することで、当社のFD活動全

般について外部からの独立した意見・提言を受け、これを取締役会等に報告し経営に活かします。

【実施状況】

- FD 諮問委員会は以下のテーマで議論し、またその内容を経営会議・取締役会で報告し、FD 諮問委員会の意見・提言を経営にしっかりフィードバックしました。特に「経営理念」のテーマでは、策定社内サポーターも参加した自由意見交換の場となり、FD 諮問委員からも好評価となりました。
 - ・第 14 回 FD 諮問委員会(2020 年 8 月)
 - テーマ ①取引執行状況について ~当社の取引執行方針及び管理プロセス
 - ②FD 行動計画の実施状況及び公表 KPI 実績と FD 運営の現状と課題について
 - ・第 15 回 FD 諮問委員会(2020 年 11 月)
 - テーマ ①議決権行使及びエンゲージメント活動の振り返り
 - ②顧客サポート・情報提供と金融リテラシー活動について
 - ・第 16 回 FD 諮問委員会(2021 年 3 月)
 - テーマ ①当社の「経営理念」の検討状況
 - ②当社ファンドの早期償還・併合、報酬率の見直し検討状況について
 - ・第 17 回 FD 諮問委員会(2021 年 5 月)
 - テーマ ①当社の「経営理念」の決定報告
 - ②金融庁との「資産運用業の高度化」ディスカッションについて
 - ③当社の FD 行動計画及び KPI の見直し・公表について

③ 議決権行使などのグループ内の利益相反管理の充実に引き続き取り組みます。

- a) 「議決権行使ガイドライン」を必要に応じ見直しするなど、行使基準の客観性の向上を図るとともに、行使結果の個別全件開示を継続します。
- b) 「利益相反管理方針」に基づき、グループ内の利益相反管理に適切に対応していきます。また「利益相反管理方針」については、必要に応じ見直しするなど、実効性のある利益相反管理態勢の整備を継続します。

【実施状況】

- 2020 年 1 月改定の議決権行使ガイドラインに基づく行使を適切に行うとともに、ガイドライン適用・解釈に幅がある個別議案に関しては、スチュワードシップ活動諮問委員会への諮問・答申を経て行使判断を行うことで、利益相反管理の徹底に努めました。今期中の諮問委員会の開催状況と主な諮問事項は以下の通りです。
 - 2020/11 月 ・議決権行使ガイドラインの改定について諮問
 - ・議決権行使ガイドラインの適用解釈(買収防衛策)について諮問
 - 2021/ 3 月 ・新型コロナウイルスの影響を踏まえた議決権行使方針の一部変更について諮問
 - ・個別議案に係るガイドライン解釈の適切性について諮問

- 2020年12月に議決権行使ガイドラインの一部見直し(ESG課題への取組状況や政策保有株式の縮減状況を考慮することを明記)を行い、2021年1月開催総会から適用しました。また、行使結果については、2020年10月末(2020年7～9月総会分)と2021年1月末(2020年10～12月総会分)に、投資先企業の全ての個別議案について賛否理由を含めて当社Webサイト上で開示を行いました。
- グループの利益相反管理・モニタリングを継続、利益相反事例がないことを確認しています。

以上